

平成15年度

「バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業」

公募要領

計画書受付期間

平成15年10月27日(月)～平成15年11月26日(水)17時(必着)

* 事前相談等は、各経済産業局(沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局。)にて、
上記期間前であっても受け付けます(事前に予約して下さい。)

受付先及び問い合わせ先

関東経済産業局 資源エネルギー部 エネルギー対策課

詳細は9頁を参照して下さい。

平成15年10月
経済産業省
関東経済産業局

「バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業」の概要

1．概要

エネルギー需給構造が脆弱な我が国では、これまでエネルギーセキュリティ、すなわちエネルギーの安定供給が政策の最重要課題とされてきました。しかし、これに加え平成9年12月に採択された、京都議定書による二酸化炭素を含む温室効果ガス排出量の、2010年における対1990年比6%削減に代表される環境低負荷型社会の形成が急務となっており、環境に与える負荷の少ないエネルギーの開発・普及がもう一つの重要課題とされてきています。

こうしたエネルギー・環境問題への対策の一環として、新たな環境に対する負荷が少ないバイオマス及び雪氷など、地域に賦存する未活用の資源をエネルギーとして利用することが有効であり、一定の潜在的な導入量が見込まれています。

しかしながら、我が国では、バイオマスエネルギーの利用については、近年、食品廃棄物等から得られるメタンを燃料として利用などの取り組みが見られ始めてきたものの、現時点では、これら新たな利用は、経済性の制約、その収集・運搬体制、エネルギー変換技術の確立等の問題から本格的な導入段階には至っていません。

また、雪氷熱エネルギーについては、近年、地方公共団体を中心に、雪氷を公共施設等の夏期の冷房用として利用するなどの取り組みが活発化しつつありますが、現時点では、経済性の面での課題等が普及に向けた制約となっています。

このような状況から、経済産業省としても2002年1月に、バイオマス及び雪氷熱のエネルギー利用を新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）上の新エネルギーとして明確に位置づけており、積極的にその導入促進を図ることとしています。

このため、本事業に於いては、バイオマス及び雪氷熱のエネルギー利用に係るデータの収集・蓄積・分析を行い、ノウハウ・データの蓄積などにより、今後のバイオマス等未活用エネルギーの本格的な導入を促進させ、新エネルギー導入目標の達成については、石油代替エネルギーの開発及び導入促進に資することを目的としています。

2．事業内容

(1) 対象事業者

自らがバイオマス又は雪氷熱エネルギー利用に係る事業化を将来的に展望する企業、地方公共団体、第三セクター、公益法人、NPO等の法人が対象となります。

(2) 対象事業

以下のデータ等の分析や下表に示す対象利用システムに係る実用性の検証を実施する。

- ・ バイオマス、雪氷の賦存量調査、収集・運搬に係る経済データ、社会システム上の特質・課題等。
- ・ エネルギー変換システムの変換効率、環境特性、運用パターン等の運転特性に関わるデータ、運転経費、保守経費等の経済データ、経年劣化等デー

タの特質・課題等。

- ・ エネルギー利用に関する利用率、利用方法等に関わる運用データや外部供給とのコスト比較データの特質・課題等。
- ・ 地域住民との連携に関わる現状や課題。

エネルギー種別	対象利用システム
バイオマスエネルギー（注1）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 溶融ガス化等熱化学的変換技術による燃料化システム ・ メタン発酵等生物化学的変換技術による燃料化システム ・ その他の燃料化システム ・ 上記燃料化システムによる燃料を利用したエネルギー利用システム ・ 直接燃焼による熱利用システム ・ その他、地域社会が抱えるバイオマス由来の諸問題の解決や地域経済の活性化に資すると見込まれるバイオマス・エネルギー利用システム。
雪氷熱エネルギー（注2）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等の冷房システム ・ その他の雪氷熱利用システム ・ その他、地域社会が抱える雪氷由来の諸問題の解決や地域経済の活性化に資すると見込まれる雪氷熱エネルギー利用システム。

（注1）バイオマスエネルギーの定義：

動植物に由来する有機物であって、エネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれから製造される製品を除く。）又はこれを原材料としたエネルギー。

（注2）雪氷熱エネルギーの定義：

雪又は氷（冷凍機器を用いて生産したものを除く。）を熱源とする熱エネルギー。

（3）補助対象範囲

人件費 研究・調査員人件費及び補助人員人件費

調査費 * 外部に委託する経費も含まれます。

・ 調査分析費

バイオマス・雪氷熱を利活用したエネルギーシステムに係る事業調査費（開発動向調査、エネルギー利用方式検討調査、事業化シミュレーション調査、関係法規調査、基本設計調査等、住民意識調査）等に要する試験分析費、計算機使用料、計測・分析機器の購入費。

< 具体的調査例 >

ア．利用可能性調査

賦存地域、賦存量調査

イ．収集・搬送計画調査

搬送ルート調査、貯蔵手法調査、関連法規調査

ウ．エネルギー転換プラント調査

利用設備計画、使用機器調査（耐食性、防食性、効率性、メンテナンス

性)

工．事業可能性調査

オ．住民意識調査

地域連携に係る意識調査

・その他事業調査に係る諸経費

資料購入費、図面資料作成費、調査員旅費・交通費

諸経費

・委員会費等

委員会を設置して行う場合の会議費、委員謝金、委員旅費等

・諸経費

報告書作成費、通信運搬費

・一般管理費

間接部門の人件費等

直近の決算報告書に基づく、一般管理費率を上記の総額に乗じたもの。

(上限10% 但し、自治体等は補助対象としない。)

(4) 補助率等

補助率：定額（概ね10百万円を限度）

(注)補助金の交付は審査の結果により申請額から減額して交付することがあります。

・補助事業制度について

バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業の手続きについては、「バイオマス等未活用エネルギー実証試験費補助金（バイオマス等未活用エネルギー事業調査）交付要綱」に従って手続き等を行っていただきますが、概要及びその他の留意していただきたい点は以下のとおりです。本補助事業については交付要綱及び以下をご熟読の上、応募いただきますようお願いいたします。

(1) 公募情報

経済産業省、各経済産業局のホームページに公募を掲載

(2) 応募方法

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県又は静岡県に賦存するバイオマス等について、バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業を行おうとする事業者で、補助金の交付を希望する事業者には、関東経済産業局資源エネルギー部エネルギー対策課宛てに当該事業の実施計画書を2部（正副各1部、添付書類についても2部、電子媒体については記録媒体は1点）提出していただきます。なお、提出された実施計画書の内容等に不明な点がある場合には、問い合わせをする場合があります。さらに、必要に応じ追加資料の提出を求める場合

又は応募者から実施計画書についてヒアリングを行う場合があります。

実施計画書の作成・提出書類

- ・実施計画書の記載様式については、様式1～様式3を参照して下さい。
- ・実施計画書の提出部数は、2部（正1部、副1部）
- ・実施計画書（様式1～3）は電子媒体によるものも別途添付して下さい。（一太郎又はワード形式・記録媒体はフロッピーディスク又はコンパクトディスク）
- ・実施計画書には、「実施計画書受理票」（様式4）を添付して下さい。（1部）

提出先について

- ・複数の経済産業局（沖縄県においては沖縄総合事務局。）にまたがる場合は、調査対象バイオマス等の賦存量又は賦存範囲のいずれか合理的に見積もることが出来る計測方法で、その量の多い区域を申請局とします。従って、同一又は類似する事業計画を複数の局へ同時に申請する事は出来ません。

(3) 添付書類

企業等の経歴書及び組織等に関する説明書 2部

会社等の概要パンフレット、事業実績など

最近の営業報告書（決算報告書）2年分 各2部（地方公共団体の場合は不要）

登記簿謄本 2部（2部とも写で可）（地方公共団体の場合は不要）

(4) 実施計画書の受理及び実施計画書に不備があった場合

- ・応募資格を有しない者、又は実施計画書等に不備がある場合には受理できません。

したがって、実施計画書等の不備について、指示又は連絡を受けた場合には、関東経済産業局が指示する期限まで（公募締切日より1週間を超えない範囲）に整備できないときは、提案を無効とさせていただきます。

なお、その場合、提出された書類は返却いたしません。

関東経済産業局において、実施計画書の不備が無く実施計画書を受理した場合は、提案受理票を発行いたします。

（注）提出された実施計画書、添付書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、提出された実施計画書、添付書類は返却致しません。

(5) 補助事業の採択

審査方法

審査については、関東経済産業局内に設置される審査委員会において行うこととなります。

審査委員会では、資源エネルギー庁が定める基準等により審査を行い採択者を決定します。また、本審査に際して、必要に応じて、別途資料の追加等を依頼する場合があります。

なお、補助先の選定は、非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じないことといたします。また、提出された実施計画書等は、返却できませんので、予めご了承下さい。

(6) 審査基準

以下の各評価項目により審査を実施します。

番号	審査項目	内 容
(1)	事業実施による普及性	事業調査の実施により、他の当該エネルギー利用への寄与効果が高いこと。
(2)	調査事業実施の确实性	調査事業計画の実施が确实かつ合理的であること。
(3)	調査事業実施後の実用化の可能性	FS実施後に調査対象とされたバイオマス等を活用した事業、又は実証試験の実施可能性があること。
(4)	地域性	地域に賦存するバイオマス等資源を活用し、地域社会が抱えるバイオマス等由来の諸問題の解決や地域経済の活性化に資すると見込まれるもの。
(5)	事業者の適格性	当該事業調査を行う上で適切な実施体制及び財政基盤を有していること。

(7) 交付申請・交付決定

採択事業に決定した事業者は、関東経済産業局長へ交付申請書を採択通知受領した後、概ね3週間以内に提出していただきます。その際、補助金の対象となる費用は原則として、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。

(8) 事業の開始

事業者は関東経済産業局長からの交付決定を受けた後に初めて事業開始（事業に係る契約の締結を含む。）が可能となります。

(9) 実績報告及び確定検査

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内あるいは平成16年4月9日（金）のいずれか早い日までに実績報告書を関東経済産業局長宛て提出していただきます。

また、補助事業が予定の期間内に完了することが出来ないと見込まれる場合は補助事業等遅延報告書を関東経済産業局長に提出し、その指示を受けなければなりません。

関東経済産業局長は事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び現地検査等（確定検査）を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知します。確定検査を行うにあたって事業者にご用意していただく書類は交付決定時に別途お知らせいたします。

(10) 補助金の支払い

事業者には、関東経済産業局長から確定通知を受けた後、精算払い請求書を提出していただきます。その後関東経済産業局から補助金が支払われます。ただし、必要と

認められる場合には上記の方法によらないで交付決定した補助金の一部について補助事業の期間中に概算払いをすることができます。

(11) 補助事業者の義務

本制度の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

委託を行う場合は、交付要綱の各条項を内容とする契約を締結するとともに、速やかに関東経済産業局長あてに報告（契約書の写しを添付）をしなければなりません。

補助事業を完了した場合又は会計年度終了後、実績報告書を提出しなければなりません。

交付年度終了後の5年間、各年における補助事業成果の企業化状況を報告及び補助事業に係る調査の協力をしなければなりません。

交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（注）を減額して申請しなければなりません。

ただし、申請時において、当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、そのまま申請してください。

なお、消費税仕入控除税額が確定した場合には、関東経済産業局長に速やかに報告し、指示に従わなければなりません。

（注）仕入控除税額とは：

補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、補助事業に係る課税仕入れに伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が二重にならないよう、課税仕入れの際の消費税相当額については、原則として予め補助対象経費から減額しておくこととしています。この消費税相当額を「仕入控除税額」といいます。

補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。また、取得価格又は効用の増加価額が50万円以上の取得財産においては、その処分が制限されます。詳しくは交付要綱等をご確認下さい。

(12) その他の補助条件

補助事業の進捗状況確認のため、関東経済産業局が実地検査に入ることがあります。

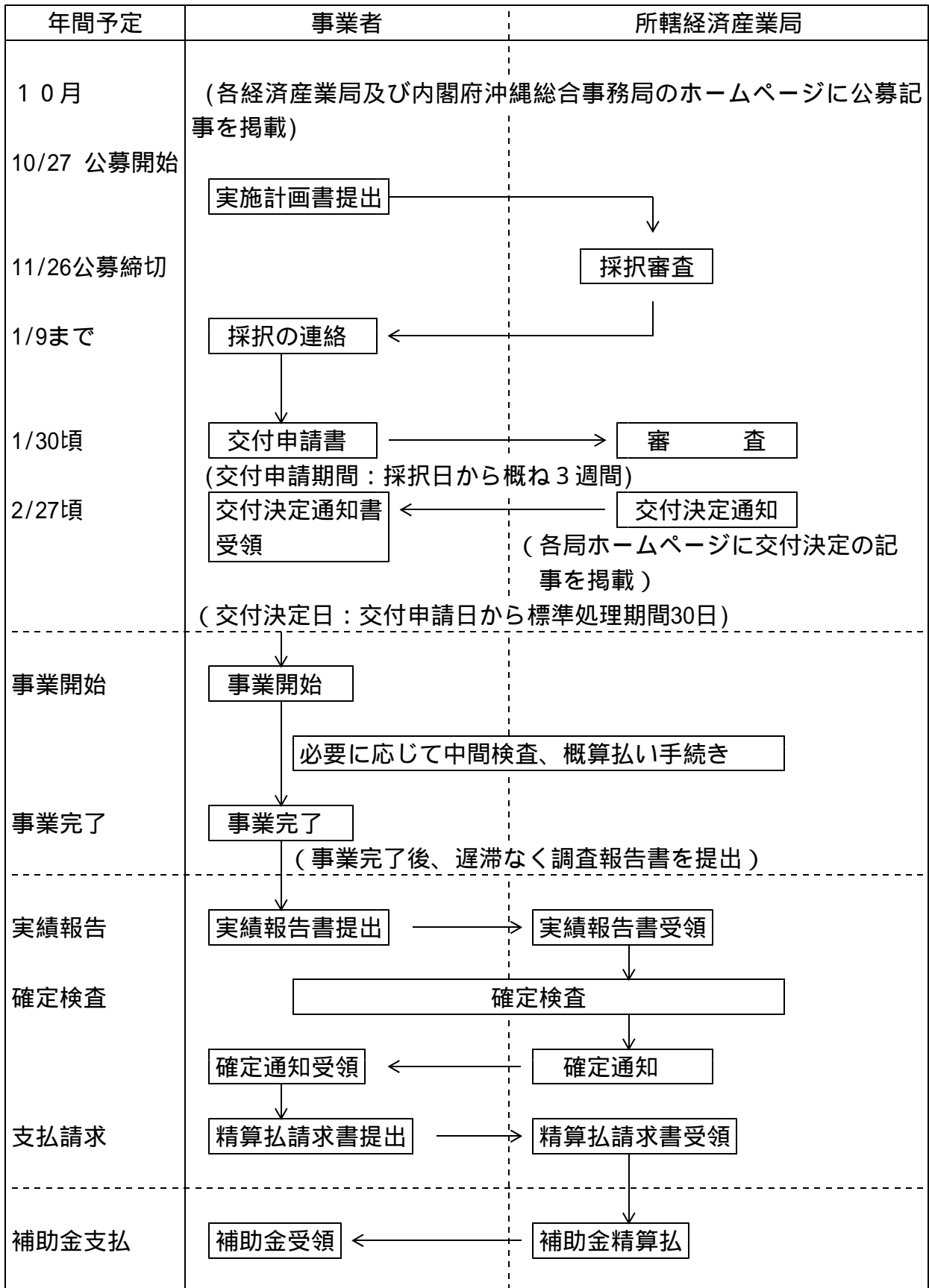
補助事業年度終了後、その研究成果を各経済産業局等を通じて発表（公表）する場合があります。

補助事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。

補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告

など)をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

年間予定表



・公募期間、提出先及び交付申請・決定に関する問い合わせ先

《公募期間》

平成15年10月27日(月)～平成15年11月26日(水) 17:00必着

《当該事業の応募についての提出先及び問い合わせ先》

土日祝日を除く執務時間(9:30～17:00)

持参又は郵送(宅配便も可)

(FAX又は電子メールによる提出は不可と致します。)

相談又は持参のためご来局される場合は、予め電話にてご連絡下さい。

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1
さいたま新都心合同庁舎1号館8階
関東経済産業局 資源エネルギー部 エネルギー対策課
[] 048-600-0363

・本補助事業全般についての問い合わせ先

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー対策課
未活用エネルギーG
03-3501-4031

・所轄経済産業局等一覧

<管轄区域：北海道>

〒060-0808 札幌市北区北八条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎
北海道経済産業局環境資源部新エネルギー-対策課
011-709-0721 FAX 011-726-7474

<管轄区域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県>

〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎
東北経済産業局環境資源部エネルギー-対策課
022-263-1207 FAX 022-213-0757

<管轄区域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、
山梨県、長野県、静岡県>

〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
関東経済産業局資源エネルギー部エネルギー-対策課
048-600-0363 FAX 048-601-1299

<管轄区域：富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県>
〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2
中部経済産業局資源エネルギー部エネルギー - 対策課
052-951-2775 FAX 052-951-9801

<管轄区域：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県>
〒540-8535 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館
近畿経済産業局資源エネルギー部エネルギー - 対策課
06-6966-6043 FAX 06-6966-6089

<管轄区域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県>
〒730-8531 広島府市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館
(バイオマス)
中国経済産業局環境資源部環境資源課循環バイオ室
082-224-5712 FAX 082-224-5647
(雪氷熱)
中国経済産業局環境資源部エネルギー - 対策課
082-224-5713 FAX 082-224-5647

<管轄区域：徳島県、香川県、愛媛県、高知県>
〒760-8512 高松市番町1-10-6
四国経済産業局環境資源部エネルギー - 対策課
087-831-3278 FAX: 087-862-7048

<管轄区域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県>
〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎
九州経済産業局環境資源部新エネルギー - 対策課
092-482-5475 FAX: 092-482-5962

<管轄区域：沖縄県>
〒900-8530 那覇市前島2-21-7
内閣府沖縄総合事務局経済産業部環境資源課
098-866-0068 FAX: 098-860-3710

事業調査計画要約版

対象エネルギー	（バイオマス（木質、畜糞、廃食品他）、雪氷熱の区分を記載）	
申請者名	（申請者法人名）	
申請者（会社）概要	（会社名、本社所在地、設立年、代表取締役社長名、主な事業内容、資本金、売上高（直近決算期）、主要株主（％）を記載。地方自治体の場合は記載不要（空欄とする））	
事業概要	事業名	（申請事業名を記載）
	調査対象区域	（調査対象とするバイオマス等の賦存区域）
	所在地	（事業調査実施機関の予定住所を記載）
	事業化計画 （または、実証試験計画。）	【将来の事業化に向けての計画】 計画システムの概要（エネルギー変換システムの概要） 規模（処理能力、主要システムの概要） 機器設置予定場所
	調査検討内容	
	委託予定	（事業調査の一部を第三者に委託する場合の、委託予定業務内容、委託予定先）
実施期間	平成15年 月から平成16年 月	

様式3 - 1 ~ 様式3 - 3の記載内容を要約の上、必ず1枚以内にまとめて下さい。

申請者名 _____

実施計画書（様式 3 - 1）

（注）記入スペースが不足する際は、適宜増枠すること。

記載事項	
(1) 事業調査としての適格性・普及性	<p>事業調査の実施成果により、同種のエネルギー利用の広汎な普及に寄与することが見込まれること。</p> <p>事業調査範囲（項目）及び内容（バイオマス等の種類・発熱量、発生燃料種別及び発熱量、調査対象地域、予測賦存量等）また、複数の経済産業局等の管轄する区域をまたがって調査する場合は管轄区域毎の賦存量又は賦存区域面積のいずれか合理的に見積もることの出来る数値</p>
	<p>事業調査対象バイオマス等により生成されるエネルギーの潜在需要量（供給先、供給量、潜在需要量）</p>
	<p>事業調査対象エネルギー転換システム（エネルギー転換システム、バイオマス等収集方法、残渣物処理方法等）</p>
	<p>普及性（事業調査の実施成果による、同種のエネルギー利用への汎用性について記載する。）</p>
(2) 事業調査実施の確実性	<p>事業調査実施の計画が確実かつ合理的であること。</p> <p>事業調査に向けたスケジュール</p>
	<p>実施方法（本調査の実施体制、外部との連携、地域との協力体制）</p>
	<p>専門性の具備（調査研究員配置、委員会開催計画、外注内容）</p>

<p>(3) 事業調査実施後の計画</p>	<p>事業調査実施後の実用化に向けた取組状況</p> <p>事業調査実施後の計画（実証試験や事業計画についての検討状況）</p>
<p>(4) 調査対象バイオマス等種の地域性</p>	<p>地域に賦存するバイオマス等資源を活用し、地域経済の活性化に資すると見込まれること。</p> <p>調査対象バイオマス等の地域に於ける現状（現状の問題点、利活用の現状）</p> <p>事業調査対象地域の概要（上記に関連した地域の社会指標を記載すること）</p> <p>エネルギー転換を行うことによる利点（特に、現状の利活用方法と比較してエネルギー転換を行うことの優位性を記載すること）</p> <p>エネルギー転換を行うことによる地域経済への波及効果（投資・雇用増加見込みとその根拠）</p>
<p>(5) 事業者の適格性</p>	<p>事業調査を行う上で適切な調査の実施体制及び財政基盤を有していること。</p> <p>事業体制（組織概要・登記内容等）</p> <p>事業実績（特に本件事業と関連のある事業） 当期決算見込み（別途提出直近決算書類の翌期に係るもの） （地方公共団体等は記載不要）</p>

申請者名 _____

実施計画書(様式3-3)

(6)概算経費

* 当該事業の実施に必要な経費を概算で積算して下さい。

	項 目	積算金額 [金額(千円)]
人 件 費	1. 人件費(1) (1)研究・調査員人件費 (2)補助人員人件費	
	人 件 費 小 計	
調 査 費	1. 調査分析費 (1)委託費 (2)調査費 (3)試験分析費 (4)計測・分析機器費 (5)通信・運搬費 (6)会場費(ワソミーティング等)	
	2. 資料購入費	
	3. 図面等資料作成費	
	4. 旅費	
	調 査 費 小 計	
諸 経 費	1. 委員会費 (1)委員謝金 (2)会議費 (3)会場借料 (4)会議資料作成費 (5)委員旅費	
	2. 報告書作成費	
	3. 通信運搬費	
	4. 一般管理費(2)	
	. 諸 経 費 小 計	
総 経 費(3)		
消費税及び地方消費税(4)		
総 額		

(6)概算経費（実施計画書（様式3 - 3））記載にあたっての注意事項

- (1)人件費は調査事業に直接従事する者及び補助員の調査業務時間に対応する費用に限ります。
時間給額の算定は次の式により算定し、給与形態が年俸制の場合については、年俸額を年間所定労働時間で除した値とします。
- $$\text{時間給額} = \frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{年間所定労働時間}}$$
- （注）基本給＋諸手当は、年間総額です。なお、諸手当とは、家族手当、住宅手当、法定福利費（事業者負担分、但し厚生年金基金等、基礎年金に上乘せするための経費は除きます。）管理職手当、賞与とします。
- (2)一般管理費の算定は、総経費総額（～（4を除く）の総和）に一般管理費率を乗じて行うことを原則とします。一般管理費率は直近の決算書における「販売費及び一般管理費」のうち、原価計算科目上、明らかに販売費と見られる科目を控除した額の「売上原価」に対する比率または10%のいずれか低い比率とします。
- 創業後、一度も決算期を迎えていない企業等は月次試算表など合理的に一般管理費率を見積もることが出来る資料を基に算出してください。但し、この場合も直近決算書に基づく場合と同様に上限10%とします。
- (3) ～ の積算及び総経費は、消費税額を控除した額を計上して下さい。
- (4)応募者が免税業者の場合は、仕入課税額を消費税額欄に記載して下さい。

実施計画書受理番号 _____

「バイオマス等未活用エネルギー事業調査」に対する実施計画書

平成 年 月 日

会社名： 株式会社
代表者名：代表取締役社長 [印不要]
所在地：〒 県 市.....

連絡先

: 郵便番号
: 住 所
: 所 属 部 課
: 役 職 部 (課) 長
: 氏 名
: TEL
: FAX
: e-mail *****@*****

実施計画書類チェックリスト
事業調査計画要約版 1部
実施計画書 2部 (正1部、副1部)
電子媒体
会社等経歴書及び組織等に関する説明書
2部 地方公共団体の場合、経歴書は不要
最近の営業報告書 (2年分) 2部
地方公共団体の場合は不要
登記簿謄本 2部 (2部とも写で可)
地方公共団体の場合は不要

* 上記連絡先は、本提案内容に係る問合せ先及び本受理票（切取線以下）を郵送する場合の宛先となります。



実施計画書受理番号 _____

「バイオマス等未活用エネルギー事業調査」に対する実施計画書

提案受理票

平成 年 月 日

会社名： 株式会社
担当者名： _____ 殿

貴殿から提出された標記実施計画書は、受理しました。
なお、この受理票は受理をしたことのみを証するもので、それ以外のもの一切について証明するものではありません。

関東経済産業局

資源エネルギー部資源エネルギー課 担当

[印]